

資料4-1

令和5年10月23日

富山県知事 新田 八朗 殿

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋



鳥獣保護区特別保護地区の指定について（答申）

令和5年8月30日付け自第335号で諮問のあったこのことについては、審議の結果、下記のとおり結論を得たので、答申します。

記

二上山鳥獣保護区特別保護地区を指定することは、適当と認める。



令和5年10月5日

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋 殿

富山県環境審議会
野生生物専門部
部会長 高橋満彦



鳥獣保護区特別保護地区の指定について

令和5年8月30日付けで当専門部に付議されたこのことについて審議した結果、下記の結論を得たので報告します。

記

二上山鳥獣保護区特別保護地区を指定することは、適当と認める。

二上山鳥獣保護区特別保護地区に係る指針

- (1) 名称：二上山鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域：高岡市東海老坂地内の北陸電力送電線氷見線と高岡市と氷見市との市界の交点を起点とし、同市界を北東進し市道二上万葉線との交点に至り、同地から同市道を北進し二上山郷土資料館に至り、同地から南に伸びる遊歩道を南進し林道城光寺線との交点に至り、同地から同林道を西進し同林道の分岐点に至り、同地から同林道を西進し二上山遊歩道下二上線との交点に至り、同地から同遊歩道を西進し二上山遊歩道上二上線との交点に至り、同地から同遊歩道を南進し北陸電力送電線氷見線との交点に至り、同地から同送電線を北西進し市道二上万葉線との交点に至り、同地から同送電線を北北西進し起点に至る線で囲まれた一円の地域。
(別紙図面表示のとおり)
- (3) 存続期間：令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- (4) 特別保護地区の保護に関する指針
- ①指定区分：身近な鳥獣生息地の特別保護地区
 - ②指定目的：この区域は、能登半島国定公園の南端部に位置し、コナラやウラジログシ、スギ等が繁茂しているゆるやかな丘陵地帯となっており、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、ツグミ、アトリ、カシラダカ等の渡り鳥の重要な経路に当たることから鳥獣保護区に指定されているが、この区域を特別保護地区に指定し、より積極的な鳥獣生息環境の保護を図る。また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 2 項に規定する
『名称、区域、存続期間及び特別保護地区の保護に関する指針』新旧対照表

| 指定後 | 指定前 | 備考 |
|---|---|---------------------|
| <p>(1) 名称 (略)</p> <p>(2) 区域 (略)</p> <p>(3) 存続期間：令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで</p> <p>(4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)</p> | <p>(1) 名称 (略)</p> <p>(2) 区域 (略)</p> <p>(3) 存続期間：平成 25 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで</p> <p>(4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)</p> | <p>存続期間 の更新</p> |

二上山鳥獣保護区位置図

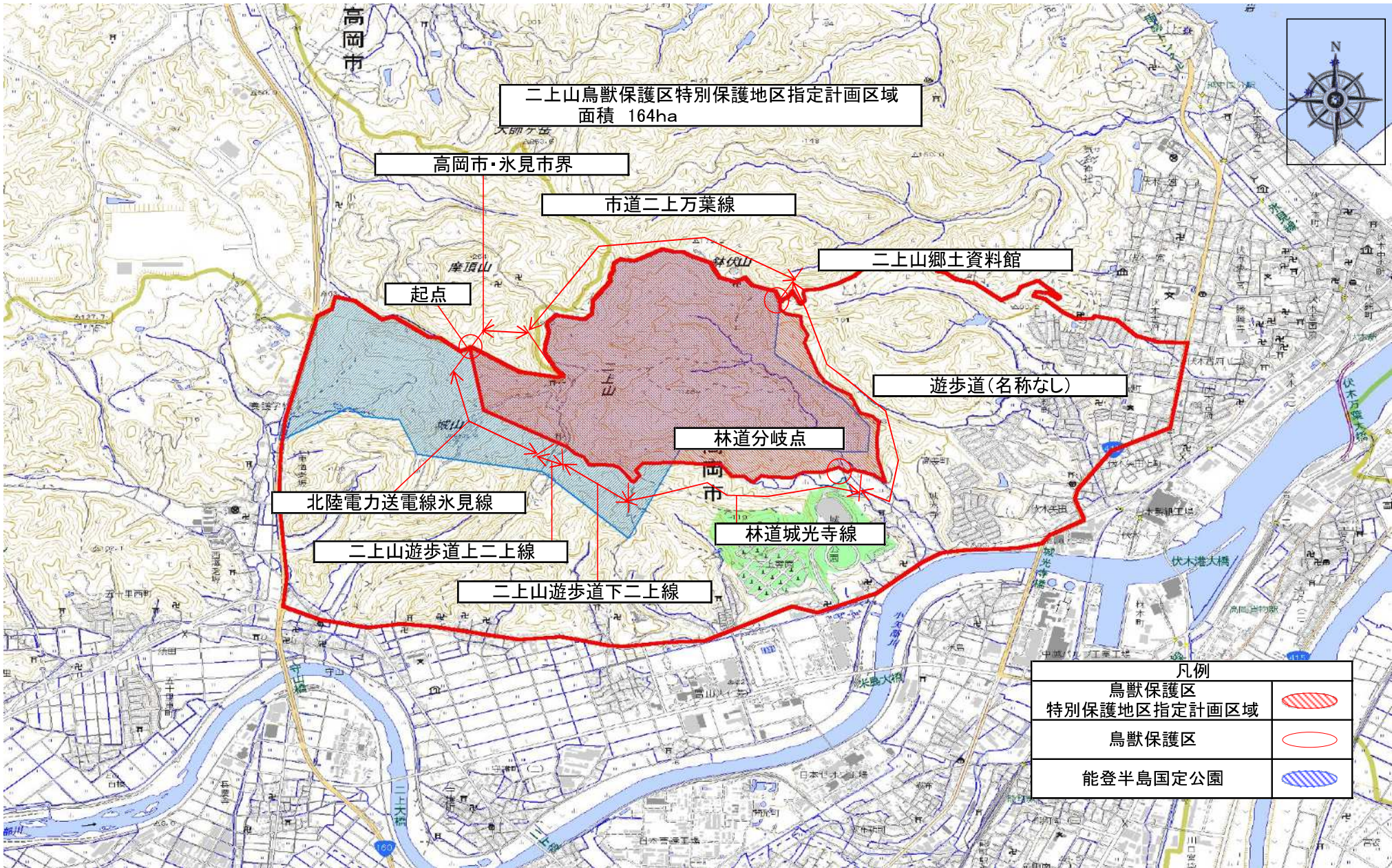
縮尺1:25000



| | |
|-------|-----------|
| 指定年月日 | 令和5年11月1日 |
| 面積 | 684ha |
| 標識数 | 4基 |
| 案内板数 | 1基 |

二上山鳥獣保護区特別保護地区指定計画図

縮尺=1:25,000



二上山鳥獣保護区特別保護地区指定計画区域
面積 164ha

高岡市・氷見市界

市道二上万葉線

二上山郷土資料館

起点

遊歩道(名称なし)

林道分岐点

北陸電力送電線氷見線

林道城光寺線

二上山遊歩道上二上線

二上山遊歩道下二上線

| 凡例 | |
|--------------|--|
| 鳥獣保護区 | |
| 特別保護地区指定計画区域 | |
| 鳥獣保護区 | |
| 能登半島国定公園 | |

二上山鳥獣保護区特別保護地区全景写真



鳥類等生息状況調査結果（二上山鳥獣保護区）

1 名 称 二上山鳥獣保護区

2 指定区分 身近な鳥獣生息地

3 指定目的

この区域は、能登半島国定公園の南端部に位置し、コナラやウラジロガシ、スギ等が繁茂しているゆるやかな丘陵地帯となっており、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、ツグミ、アトリ、カシラダカ等の渡り鳥の重要な経路に当たることから鳥獣保護区に指定されているが、この区域を特別保護地区に指定し、より積極的な鳥獣生息環境の保護を図る。また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

4 調査結果

(1) 鳥類（平成 31 年度春季）では

ミサゴ及びサンコウチョウといった準絶滅危惧種（レッドデータブックとやま 2012、ミサゴは環境省レッドリスト 2020 においても指定）や、ホトトギス、クロツグミ、カッコウなどの夏鳥を含め、23 種類の鳥類が確認された。

(2) 鳥類（平成 31 年度秋季）では

コサメビタキといった準絶滅危惧種（レッドデータブックとやま 2012）やジョウビタキのような冬鳥を含め、15 種の鳥類が確認された。

(3) 哺乳類（令和 3 年度）では

ニホンノウサギやキツネ、タヌキ、テン、イノシシ、ハクビシンの 6 種類が確認された。

以上のことから、自然環境は良好な状態で保存され、多種多様な鳥獣の生息に適した環境を有している地域である。

鳥獣保護区制度の概要

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されます。

鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。

鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

| 区 分 | 制度の概要 | 規制の概要 | 存続期間 |
|--------------------|---|---|---|
| 鳥獣保護区 (法第28条) | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。 | <ul style="list-style-type: none"> 狩猟が認められない。 | <ul style="list-style-type: none"> 20年以内 期間は更新が可能 |
| 特別保護地区 (法第29条) | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。 | <p style="text-align: center;">【許可が必要な行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工作物の新築等 水面の埋立、干拓 木竹の伐採 <p>※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める許可不要の行為がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区の存続期間の範囲内 |
| 特別保護指定区域 (令第2条) | <ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区の区域内において、人立ち、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じる恐れのある場所について指定するもの。 | <p style="text-align: center;">【許可が必要な行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物の採取、動物の捕獲等 火入れ又はたき火 車馬の使用 動力船の使用 犬等を入れること 撮影、録画等 野外レクリエーション等 | <ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区において、区域と期間を定める。 |

鳥獣保護区の指定状況

| 区 分 | | 国 指 定 | | 都道府県指定 | |
|-----|------------|-------|---------|--------|---------|
| | | 箇所数 | 面積(千ha) | 箇所数 | 面積(千ha) |
| 富山県 | 鳥獣保護区 | 1 | 65 | 39 | 43 |
| | うち特別保護地区 | 1 | 14 | 9 | 2 |
| | うち特別保護指定区域 | | | 1 | (3ha) |

※令和5年4月1日現在

鳥獣保護区等の指定に伴う規制等

| 行 為 | 非鳥獣保護区 | 特例休猟区 | 特定猟具使用 禁止区域(銃) | 鳥獣保護区 | 特別保護地区 | 特別保護 指定区域 | 備 考 |
|---|--------|--------------------|-------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|---|
| 狩 猟 (通常11/15～2/15) | 規制なし | イナシ・ニホンジカ のみ狩猟可 | 銃猟のみ規制 | 狩猟できない | 狩猟できない | 狩猟できない | |
| 有害鳥獣捕獲 | 実施できる | 実施できる | 実施できる | 実施できる | 実施できる | 実施できる | |
| 立木竹の伐採 | 規制なし | 規制なし | 規制なし | 規制なし | 規制あり | 規制あり | |
| 工作物の設置 | 規制なし | 規制なし | 規制なし | 規制なし | 規制あり | 規制あり | |
| 土地の形質の変更 | 規制なし | 規制なし | 規制なし | 規制なし | 規制あり | 規制あり | |
| 受忍義務 | なし | なし | なし | 鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要 な施設の設置 | 鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要 な施設の設置 | 鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要 な施設の設置 | |
| ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等 | 規制なし | 規制なし | 規制なし | 規制なし | 規制なし | 規制あり | ・道路、広場その 他の公共の場所 において行うもの は除く。 ・農林漁業を営 むために行うもの を除く |

令和5年8月30日

富山県環境審議会

野生生物専門部会長 高橋 満彦 殿

富山県環境審議会

会長 齋藤 滋



鳥獣保護区特別保護地区の指定について

令和5年8月30日付け自第335号で富山県知事から諮問があったこのことについて、
貴専門部会に付議しますので、審議をお願いします。

自 第 335 号
令和 5 年 8 月 30 日

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋 様

富山県知事 新 田 八 郎



○ 鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

このことについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項の規定において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、次の事案について貴審議会の意見を求めます。

二上山鳥獣保護区特別保護地区の指定

○